

掛川市条例第 2 1 号

掛川市特別職の職員で常勤のものゝ給料等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 7 年 3 月 2 3 日

掛川市長

(別紙)

掛川市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例

掛川市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例（平成17年掛川市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、特別職の職員で常勤のもの（以下「市長等」という。）の受ける給与及びその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項後段の規定にかかわらず、基準日前1箇月以内において、市長等が次の各号のいずれかに掲げる職員（第4号及び第5号に掲げる者にあつては、その退職に引き続いた場合に限る。）となった場合は、これを支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>特別職の職員で常勤のもの</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 基準日以前6箇月以内の期間において、次の各号のいずれかに掲げる者が市長等となった場合（第4号及び第5号に掲げる者にあつては引き続き市長等となった場合に限る。）は、前項の在職期間の算定に当たっては、それらの者として在職した期間を前項の在職期間に算入する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>特別職の職員で常勤のもの</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、特別職の職員で常勤のもの（<u>教育長を除く。</u>以下「市長等」という。）の受ける給与及びその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項後段の規定にかかわらず、基準日前1箇月以内において、市長等が次の各号のいずれかに掲げる職員（第4号及び第5号に掲げる者にあつては、その退職に引き続いた場合に限る。）となった場合は、これを支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>市長等</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 基準日以前6箇月以内の期間において、次の各号のいずれかに掲げる者が市長等となった場合（第4号及び第5号に掲げる者にあつては引き続き市長等となった場合に限る。）は、前項の在職期間の算定に当たっては、それらの者として在職した期間を前項の在職期間に算入する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>市長等</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p>

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。